

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第9級に該当するとして、障害等級第10級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月の導水路トンネル工事を皮切りに、発破作業や削岩機・ピックを使用しての掘削作業等に約9年間従事し、昭和〇年〇月より平成〇年〇月まで重機オペレーターとして、林道造成・農地基盤整備事業等の工事において、ブルドーザー運転作業やピック・ブレイカーを使用して掘削等の作業等に約31年間従事しており、著しい騒音にばく露される業務に約40年間従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日騒音事業場を離職し、長期間騒音事業場で騒音ばく露したため聴力障害を来したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は障害等級第10級3の2に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給した。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

〇耳鼻科の診断では、両耳の平均聴力は右60.3dB・左55.5dBで50dB以上であり、語音明瞭度は最高明瞭度が右65%・左60%で70%以下となっている。

難聴の障害等級に照らし合わせると第9級の6の3に該当するものと思われる。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

主治医の検査した平均純音聴力検査結果（6分法）は、

1回目：平成〇年〇月〇日 右58.3dB、左54.2dB

2回目：平成〇年〇月〇日 右60.8dB、左56.7dB

3回目：平成〇年〇月〇日 右61.7dB、左55.8dB

で、2回の平均聴力は、右耳61.25dB、左耳56.25dBとなり、標準語音聴力検査では、最高語音明瞭度は、右65%、左60%（90dB、左）となることから、「一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの」障害等級第9級の6の3に該当する。

しかし、請求人が事業場を離職したのは、平成〇年〇月〇日であり、主治医が実施した聴力検査のうち1回目、2回目は、騒音作業から離れて7日間以内になるため、騒音性難聴の実施時期の基準を満たしていないため、労災協力医に検査・判断を依頼したものである。

労災協力医は、傷病名として両神経難聴・両耳鳴と診断し、検査結果として、両耳とも気導骨導差を認めない。高音漸傾型の神経難聴を認めている。

平均純音聴力検査（6分法）は

平成〇年〇月〇日 右耳62.5dB 左耳60.0dB

平成〇年〇月〇日 右耳65.0dB 左耳61.7dB

で、最高語音明瞭度は、右50% 左45%である。

しかし、業務との関連性について、騒音ばく露による内耳障害と加齢による難聴が加わった神経難聴であると述べ、純音聴力検査結果に比べ、最高語音明瞭度が悪く、加齢化が強く影響していると述べていることから、騒音性難聴の検査結果に加齢的な影響が反映していると判断される。

また、一般的に、騒音作業離職後7日間経過した以降の聴力レベルは、ある程度固定するものであるが、請求人の聴力レベルは日を追うごとに悪化していることから、加齢的な影響は否定できないと考えられる。

上記により、請求人に残存する聴力障害については、騒音性難聴による聴力障害に加齢的な影響が加わったものであると考えられるが、聴力障害を区別することは困難であるうえ、平成〇年〇月〇日まで騒音ばく露を受けていたことを総合的に判断した結果、主治医が検査した2回目と3回目の平均純音聴力検査結果で、障害等級を判断するのが妥当である。

但し、加齢的な影響が認められるため、最高明瞭度を考慮しないものとして、平均聴力は、右耳61.25

d B、左耳 56.25 d Bであるため、「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの」障害等級第10級3の2に該当するものと処分とした。

4 審査官の判断

監督署長が依頼した労災協力医の検査は、主治医が検査してから約5カ月経過後に行われており、その結果についても、離職時よりもかなり進行していることが認められる。

騒音性難聴については、騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しない性質を有していることからすると、加齢が強く影響しているものと思われる。

以上より、監督署長が主治医の検査結果を採用したことについては妥当と考えるが、最高明瞭度については、加齢的影響から考慮しないとしていることについては、主治医は意見書で、「請求人は○月○日まで就労しており、そのことが、検査結果等に与える影響について、労働による影響は今回の検査にはほとんどないと思われる。」と述べていることから、騒音職場を離れて6日目の検査になっているが、検査結果については、考慮しなければならない程の影響はなかったと思われる。

したがって、最高明瞭度を除外する合理的な理由もないことから、監督署長が最高明瞭度を考慮しないで障害等級を決定した処分は適当ではない。

以上のことより、最高明瞭度を70%以下とした場合の障害の程度についてみると、両耳の平均純音聴力レベルが50 d B以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のものは、「両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することはできない程度になったもの」(第9級の6の2)に該当する。

よって、監督署長が請求人に残存する障害等級を第10級の6の2とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。